

和歌山県立新翔高等学校いじめ防止対策基本方針

和歌山県立新翔高等学校

1 はじめに

和歌山県立新翔高等学校（以下「本校」という）は、生徒すべてが個人として尊重され、いじめを受けることなく、安心して学校生活が送れるよう、和歌山県の定める「和歌山県いじめ防止基本方針」に基づき、「和歌山県立新翔高等学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という）を定める。いじめが確認された場合には、迅速かつ適正な措置を取る。

なお、この基本方針は関係各機関の協力のもと、定期的に検証・改訂する。

2 いじめとは

（1） いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条より）

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2） いじめの態様（文科省 2013 「いじめ防止等のための基本的な方針」 から）

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ち

に警察に通報することが必要なものが含まれる。

3 いじめ防止のための取組

(1) いじめ防止対策委員会

本校はいじめの未然防止、早期発見のために、教職員等による「いじめ防止対策委員会」(以下「防止対策委員会」という。)を設置する。防止対策委員会は当該校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される。防止対策委員会は、いじめの防止、早期発見のための取組を策定するとともに適切に運営されているかどうかを検証する。

(2) 未然防止のための取組

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育・人権教育及び体験活動の充実を図る。
- ② 交流活動や行事、ボランティア活動等を通じて保護者や地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ③ いじめは決して許さないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通じて共通理解を図り、組織的に対応する。

(3) 早期発見のための取組

- ① 在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。
 - ・生徒対象いじめアンケート調査 年3回
- ② 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう、相談体制の整備を行う。
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・学校相談窓口の設置
- ③ 相談・通報のあった事案は、防止対策委員会で協議し、情報共有に努めると共に、家庭・地域と連携し、継続的指導・支援を行う。
- ④ 校内研修を適宜実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が適切かつ効果的に対処できるように、情報モラル研修会等、必要な啓発活動を行う。

4 いじめへの対処

(1) いじめの通報・発見及び組織的対応

- ① いじめの通報(本人・保護者の訴え、本校生徒以外からの通報など)、またはいじめの発見(教職員の気づきなど)があった場合は、最初に情報に接した教職員が防止対策委員会に報告する。
- ② 上記の報告を受けた校長は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速

にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

学校の設置者又はその設置する学校は、次に挙げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の次のような状況に着目して判断する。

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を負った場合

◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合には、学校は直ちに調査に着手する。

◆児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えていたとしても、重大事態が発生したものとして対処する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、防止対策委員会に経験を有する外部の人材を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力・連携しながら事態の解決に向けて対応する。